

福岡医発第2337号(地)

平成18年 3月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋

乳幼児医療費支給制度における初診料の自己負担分相当額の取扱いについて

平成18年4月1日実施の診療報酬改定において初診料の額及び初診料に付随する加算額等の改定が行われたことに伴い、小児科外来診療料届出医療機関における初診時の患者負担額(自己負担分相当額)を下記のとおり取扱う旨、福岡県保健福祉部児童家庭課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 通常(時間内)診療の場合

①初診料相当(270点)

②乳幼児加算相当(72点)

③電子化加算相当(3点)⇒算定要件を満たした場合

$$\text{自己負担分相当額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 10\text{円} \times \text{保険給付自己負担割合}$$

2. 時間外等診療の場合

①初診料相当(270点)

②電子化加算相当(3点)⇒算定要件を満たした場合

③乳幼児時間外等加算相当

・ 乳幼児時間外加算(200点)

・ 乳幼児休日加算(365点)

・ 乳幼児深夜加算(695点)

・ 乳幼児時間外特例加算(345点)

$$\text{自己負担相当額} = (\text{①} + \text{③} + \text{④の該当する加算}) \times 10\text{円} \times \text{保険給付自己負担割合}$$

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



「公印省略」

17児第5293号
平成18年3月22日

社団法人福岡県医師会 殿

福岡県保健福祉部児童家庭課長
(児童手当医療係)

乳幼児医療費支給制度における初診料の自己負担分相当額の取扱いについて（通知）

標記医療費支給制度の円滑な運営につきましては、日頃から格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日実施の診療報酬改定において初診料の額及び初診料に付随する加算額等の改定が行われたことに伴い、小児科外来診療料届出医療機関における初診時の患者負担額（自己負担分相当額）の取扱いについて下記のとおりといたしますので、各会員の皆様へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 通常（時間内）診療の場合

- ①初診料相当（270点）
- ②乳幼児加算相当（72点）
- ③電子化加算相当（3点）⇒算定要件を満たした場合

$$\boxed{\text{自己負担分相当額}} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 10 \text{円} \times \text{保険給付自己負担割合}$$

2. 時間外等診療の場合

- ①初診料相当（270点）
- ③電子化加算相当（3点）⇒算定要件を満たした場合
- ④乳幼児時間外等加算相当
 - ・乳幼児時間外加算（200点）
 - ・乳幼児休日加算（365点）
 - ・乳幼児深夜加算（695点）
 - ・乳幼児時間外特例加算（345点）

$$\boxed{\text{自己負担分相当額}} = (\text{①} + \text{③} + \text{④の該当する加算}) \times 10 \text{円} \times \text{保険給付自己負担割合}$$



平成18年度診療報酬改定に伴う初診料の取扱いについて

平成18年度診療報酬改定に伴い乳幼児医療の自己負担である初診料の自己負担相当額について平成18年4月1日より、下記のとおり取り扱うこととする。なお、小児科外来診療料(包括)を算定した場合は、「初診料と同額の費用」を自己負担とする。

【改定前】※診療時間内

初診料 (病院255点、診療所:274点)
①乳幼児加算 (72点)※6歳未満
②乳幼児育児 栄養指導加算 (130点) ※3歳未満
③紹介患者加算 (病院40~400点、診療所50点)

【計算式】

初診料+乳幼児加算(①)+乳幼児育児栄養指導加算(②算定要件を満たした場合)+紹介患者加算(③)

【改定後】※診療時間内

初診料 (病院・診療所とも270点)
①乳幼児加算 (72点)※6歳未満
④電子化加算(3点)

乳幼児育児 栄養指導料 (130点) ※3歳未満

※初診料の
加算ではな
い

【計算式】

初診料+乳幼児加算(①)+電子化加算(④算定要件を満たした場合)

【改定前】※診療時間外

初診料 (病院255点、診療所:274点)
①乳幼児加算 (115点)※6歳未満
②時間外加算(85点) ③休日加算(250点) ④深夜加算(480点) ⑤時間外特例加算(230点)
⑥乳幼児育児 栄養指導加算 (130点) ※3歳未満
⑦紹介患者加算 (病院40~400点、診療所50点)

【計算式】

初診料+乳幼児加算(①)+時間外等加算(②~⑤)+乳幼児育児栄養指導加算(⑥算定要件を満たした場合)+紹介患者加算(⑦)

【改定後】※診療時間外

初診料 (病院・診療所とも270点)
②乳幼児時間外加算(200点) ③乳幼児休日加算(365点) ④乳幼児深夜加算(695点) ⑤乳幼児時間外特例加算(345点) ※6歳未満
⑧電子化加算(3点)

乳幼児育児 栄養指導料 (130点) ※3歳未満

※初診料の
加算ではな
い

【計算式】

初診料+乳幼児時間外等加算(②~⑤)+電子化加算(⑧算定要件を満たした場合)